

カイライ政権であつたことは厳然たる歴史事実である。この事實を無視して「満州國」を論ずる限り、日本の中國侵略の過去の歴史を肯定し、日本帝国主義を贊美する結果になつてしまふ。著者は「満州國統治の十五年間は、實態のない幻のごときものではなくて、具体的かつ強力な實態があつた」ということは疑いもないが、その實態こそ日本帝国主義の植民地支配の實態であり、それ故にこそ強力な實態があつたのである。「日本歴史のうちに、もし『昭和史』という範疇があるとするならば、その中に『満州國史』という項目を空白にすることはできないであろう」という著者の発想こそ、まさに無意識のうちに「満州國」を日本の一部と見做しているからわれではないだろうか。

本書の具体的内容で気になる箇處を指摘すると、第一に保甲制について「この制度は日本の旧幕時代の五人組制度、英國タイシングの十人組制度、フランク・プレッジの治安担保制度に範をとつた」とあるが、保甲制は元来中國固有のもので、日本の台灣統治に当つても、これを活用したことはよく知られている。次に、著者は一九三七年の「満州國」における治外法権の撤廃を高く評価しているようであるが、関東軍司令官の裁決がない限り何事もきまらない「満州國」で、治外法権の撤廃が実質的にどれだけの効果があつたのであろうか。また「治外法権撤廃とともに一連の措置……などによ

り、満州國に対する國際的信用はとみに向上了」とあるが、現実に果してそうだつたろうか。著者はまた日滿警察官の間に人事交流が行なわれ、兩国警察の密接な結びつきがあつたことを指摘するが、それは日系警察官についてのみ言えるにすぎないことは、いうまでもない。最後に「参考文獻目録」の中に「満州共産匪の研究」の如き重要文獻が脱落していることは、非常に残念である。

以上、本書について多くの不満を述べたが、現在わが国では「満州國」に関する研究はそこある遅れている。というより、本格的な研究は實に乏しいというべきであろう。そのような状況のなかで、著者加藤氏の「とき資料整備の努力は大いに多とせねばならぬであろう。(111)〇頁、満蒙同胞援護会愛媛県支部、一九七〇年一〇月一日)

A・マクドナルド著

ペリオ・チベット文書の読解

山口瑞鳳

本論は、故M・ラルウ教授の追悼記念論文集「チベット研究」*Études tibétaines*に収められた一〇〇頁をこえる大作で、内容も単独で論評されしかるべき重厚なものである。著者はこの論文集の編集者でもあるが、ラルウ教授の後継者

として既に今村龍へ、ナガハト船の読解力と考證の手堅い所
かねては定説がある。

論文の内容は、*ムツドウノヒー・ムカホノ・ヘーベ*の11種
による共回出版された *Documents de Touer-houang*
relatifs à l'histoire du Tibet

壬のアコ文書「*ムツドウノヒー・ムカホノ・ヘーベ*」の11種
「*ムツドウノヒー・ムカホノ・ヘーベ*」一般的な解説を試み、関係資料
（*1〇三〇*、*1〇四〇*）を併せて110の問題を論
じたものである。夫々の資料について新しく読み方を示した
り、はじめに記をひいたものもあり、關係学者必読の研究と
して、必ずが名に背かない實様を見やだものとなつてゐる。

第一の問題は、「*De* と關するもの」、これが部族名といふ
ない、やの獨立した地をヤルムン *Yar lun* 独立したあるもの
で（pp. 330-331）、その祖をホドハルバト（pp. 198-201,
p.316）。これが吐蕃王朝の祖とされるリヤホムハツ *Nag
khni buan po* となる全く別の系統であつたらしい（pp. 199-
200, p.316）。しかし、「*ムツドウノヒー・ムカホノ・ヘーベ*」
の「*ムツドウ・タクタ*」 *Phyin ba sTag rste* は獨立して
「*Phan*」へ入られてこだ（pp. 245-248, p.316）、「*ム
ツドウノヒー*」の系統に吸收された（p.316）とするものであ
る。論文では出しなしと思われるが、これが吐蕃王家の由来と
せられたんではない（アコ文書「*ムツドウノヒー*」の題頭の記載—p.
195—より）と思ひがむ）ださやね、他は残念ながら、論題

に振らぬかねて曲解に終始したのがいかばれだ。

「*ムツドウ・ムカホノ・ヘーベ*」*Pyin lun* はヤルムン・ズミ
ル地区であつて、決してチムルン・チャルン・ムツダ等の11
地区ではない。これが誤らねたのは次の1篇（p.245 右栏の
「*ムツドウノヒー*」DTH. p.119）の解説である。

*Bya pu ni lun chūn na/mGar khol ni rmañ ba dan/
Yar lun ni Phyin lun na/Ho rNags ni 'phan ba gñis/g
gai 'phan ni gag rags pagñi zla ni ya bis gaigis/*

諸者はいねを次のふうに語る。

チャパの小國といふガルの家来はただの百姓、それとも
ルルンのチムルン（壯士）なるローパクとは役に立つ
一族。シヤれが役立つ、シヤれが妨げになるか用が上か
の見をなわす。

著者、ト夫人は、敦煌文書の韻文に見られる特徴的な表現
(R・A・バターン「ナガハトの文化」1180頁参照) を無視
して胡譜 *ni* や *dañ* の意匠から、ヤルムン・チムルンを並
べて記えるが、西語と共通なら、*lun* は行政単位的な名称
やなく、固有名詞の「城」である。また、「役に立つ一族」を
意味する '*phan ba* (*gnis*) 固有名詞としてチムルンに対
応せむ、「一族の名」或は「ムツドウ・ムカホノ・ヘーベ」の「一族」と
数える（p.242, n.213, pp.244-245）。これがなぜ、あからず
あた相田だぬ。ムツドウ・ムカホノ・ヘーベの家来がねりば、

トモ (p.215)、素シヤルルハヅタナビ (p.328, pp.242-

243, pp.246-247) ルリムハルカレヒタナ。タタヅタナビ
トモ、タム Khamz 域方ミ古ヘカム所在が確かムヒレヒタ

(釋論「蘇醒の領界」11〇—111頁)。'phan ba' が今田の

'phan ba' の意味に用ひられていたいとは、今弓用したといひ
て明るかであるが、'nams pa' 「弱」などの意味で用ひられ
た例が他に確認され得て、なんとか、著者のようだ。その都度
「やれど」でも証す (p.242, n.210, p.244, n.222) ルリダ、
他と保証がない限り、ヒツムハケドアリ。また、ヒの體を
述語と同時に固有名詞として「重は用ひる處 (pp. 242, 244,
245) も他に類例のなく、由虫な解釈であつて、従つがた」。

'phan ba' や 'Phan pa' であることが証されども、'Phan' ハ
シベ形を用ひた場合も全く同じ価値でロヤガクは表記される
ル。なぜ、ヒの體ハヒテ、説名ムハゼ (pp. 242-246, p.266)
ルリハヤヌ。'Phan' や塔族名トハズ (p.316) など、「Phan
ba/pa」のルリビダスヒテ、説明である (pp. 242-244, 245)。難
解の説明はだらりと亘然である。しかも、蘇醒ゼヤルハ
ヒ、極めて明るかな慣用的表現である 'rgyal phan yul yul
na' や 'rgyal Plan yul ('phran ルリルムハルカレヒタナ')
ハ読み換えよハナリ (pp. 326-328) 作為を特に指摘した
。

著者は田の註記した次のチャット文 (p.312, n.433) より

ハ「腹臍圓ヒテゼラ」。

yul Yar yul Sog ka ru/mkhhar Phy(i) ba sTag rtse
bZug /

ヤルリハ・ハクカの地ニチンガ・タクタムの城を體ヘ
シネドモ、ヤルルハニ中ニチンルハボ命モヌダルハルヌエド
おらうか。まだ、ヤルハシヤニヤ Yar lha cam pho がチソ
ルハニチムハ 'Phyoñ rgyas' の體ニアル (p.200) のをセ
ウ解ナムニヤルハハ。〔十一〕小王國」表 Yar lun Sog
kha ルリシテアレバ、それはチンルンを指して、ハニヤ
ハ、ルレヒ別ニチンルンの名を示す筈がなかつた。ヒのりレ
を改めヒ著者は詔讖ヒタヌがたはムハハナ (p.316)。

第1の題題だ、G. Uray 出がかつて著譯したチハシム
'Khi siroñ bisan' 沢ハニヒクマニヤ Lig myi rhyā 詞伐
(Acta Orient. Hung. XXI, 1968) ルリシテドアリ。著者
は「後代のチハ教文獻ニタマギヤ Lig myi rgya がチハ
シム・チハシム・チハシム」Khi siroñ lde btsan 沢ハニ詔伐をうけたとあ
ルリセカム。当該事件をチハシムニ澤ハニのリハニ決定する
ヒダ、Uray 出の考証ではまだ充分ではない」として、改めて
チャト文書「因七ニ見えるキヨンボ・ブンヤクタム Khyuin
po Puñ sad zu tse ルリシテウルハ播磨を取つた (p.279)」ハ
れどもヒテ考証が確定したとする (p.291) のやね。

ルれば、多分に我田弓水的な遣り方で感心しな。先ず、

アグギム・シヤンマンチャ、sPug gyim(b)ritsan rma(h)-chuṇ の名が編年記の大五三ノ年（ホハニタヒノ歿後四年）と年代記の問題の箇所（DTH. pp. 115, 117）に記載される。リクミリヤの名が、後半の文献（DTH. p.117, 1.15 以後）に Lig myi dhyā ルードはるが、チソンタヒノの名と共に示される（いわゆる「119」事件はチソンタヒノ治下の大四三ノ年）あいたシャン・シヤン Shan shun 平定を指すことが充分証明されており、疑い余地はない。むしろ、このことから、宗教文献の所説はチソンボ・ソンデック（チソンタヒノ）とチソングダヒノとを誤つたことに由来すると言正である位である。

マ夫人がこの考証のために持出したペリオ文書1〇回七は、チソンタヒノと同時代の資料に基いていふ保証われぬない。これはト古用手書き書で、わしん、敦煌チヤット文書が書かれた九世紀頃の編纂にかかるのかと思われる。他に同種の漢文文献もかなり見られる（S. 612v, 3724v-don tse, 3724, 5614, 5686, 5772, 6162, 6167）これが参考としたが未だ明確にされたことがない。チソンタヒノが大五三ノ年前に従えていた羊同とはむしろ Ya stod rGod ldiñ (DTH. p.107) のことであり、大羊同の妻 rKyan rgod (ハブ方面に據る) をどうのどおね（「蘇毗の領界」）ノノ真言 話63, 116, 123 参照）。また、「トシャンシナ」とが争つた（dpya' gsal='phyā 'chal」）であるといふを「朝貢やれた（dpya' mjal du boug」）へ読んでる（pp. 249-250）が正確と思われない。チヤットが両国を相手にして、これを圧倒したのは、ペテック氏の指摘するとおり、六五九年以後のことである。大五三ノ年は吐谷渾に對して唐と吐蕃が共に工作をはじめ、唐が伏允を滅した年である（拙論「古代チヤット史考異」下、註91参照）。チヤットが唐と争うのは、大五八

年、後々國土が「かみ」と括がり、出發さればなん友だいう兆であるといふので、極上の封で……。
従つて、編年記の、歴史性をたてまえとした記録に比較でわざわざのでは到底ありえない。或いは、アンセスターによる北のシャンシャン討伐を誤つてシャンシャン討伐とした引用であるのかも知れない。である。

年がはじめてである。

第三は *gtsug lag* または *gtsug* の概念に関する都証であるが、これは申し分のない敍述で、著者の本領を見やだものである。信仰体系と統治組織との密接な結合があるなかで、前者はもとより後者が運営されるべし、これが「天地の理法」(p.367) をもじて述べる所見ゆるであら。

ただ、*Phywa'i gisug mikhān* (pp. 352, 357, 376, 377) を「*gTsug* を冠す *Phywa'*」 いやくわいはなく、「*Phywa'* 族を律す *gtsug*」を冠すむの いやくわいである。*Phywa'* は *sPu* 出を命む部族名である（無縁「吐蕃の國号」*sh*「*Phywa'* 学会々報、第十八号参照）、神名では (pp. 353, 378) だらふのである。あえて神名とするなら、*sku bla* の *gñān* の関係を明瞭に示せばならない (p.355) であら。また「*米*」をもじる *Phya* の安易な匱一觀 (p.357) も、あらねねばならないだらふと思ふ。

著者は、*パン* *rBa bashed* と「*財神の眞*」(*mKhas pa'i dgā' ston, Ja*) について述べた「中國由來の *yab mes kyi chos lugz bzan pol*」について説明しながら (pp. 379-383)、*Le'u tshe skyan* についての想をあきらめ、金城公主の持つてゐた「*老子*」*gtsug lag* の「老子經」とは、道教を代表する聖典ではなくてはならぬから、敦煌写本中の関係文獻とみ合せて考えると、「老子道德經」がこゝの「老子經」が出来よう。「老子道德經」(北京版 f.446b) と「金

唐書で述べられたものが、*「老子道德經」* *Sān gī* が唐からの帰途に、益州（成都）で会つて予言を受けたといふが、金和尚とは新羅出身の淨衆寺無相である。その予言（著者の記と異る）は

「……さうか、その王の命令で外道の法（の採用）を論議するふれどなる時がへる。そのときりと申し上がれ (p. 381, *etc.* p.7)。」

とあり、その場面に弔ひた時、サンシナ

中國の善法が出現すれば、御先祖の奉じだかの *Le'u tshe skyan* は希有なるものの数のへんじゅ入りがなる（*ト等*）のやのやあつまわ。」 (*etc.* p.10)

「中國の……（右記と同文）*ざ*、かの *Le'u tshe* などはその（=仏教の）宮殿の口なども立入るべしの由来ない（下等の）……（*云々*）」 (*財神の眞* f.78a)

述べてある。しかも *Le'u tshe* (*skyan*) と対して仏教が優れてゐる（*云々*を論じ、「十善業道經」、「金剛般若經」、「般若經」の三經（経名を著者は示してはなし）をそれと代へるものとして持て出したのである。これらの記述から察すれば、吐蕃王の父祖が奉じた *gtsug lag* の「老子經」とは、道教を代表する聖典ではなくてはならぬから、敦煌写本中の関係文獻とみ合せて考えると、「老子道德經」がこゝの「老子經」が出来よう。「老子道德經」(北京版 f.446b) と「金

城公主の入藏後中園江だ、De'u gi 道士の法が阿嵯耶採磨
れた」とあるが、玄宗皇帝の影響か、公主を通じて古著の
宮廷に及んだのは必然のことである。たゞ、敦煌文書江だ
玄宗御製道德真經疏 (S. 4365) の如く記された。

以上は、取りあげられた二つの問題を中心とした場合の所
見である。しかし、これらの二つは文献解釈の途中に浮かび出
た問題であり、本筋は文献の解釈そのものである。江の点か
らいえば、著者の読解力はさすがに優れたものであり、読者
の学識といふのは多い。その所説をぬきにして敦煌チャチャ文
書が論じられることは今後ありえないことであらう。ただ、
次の二つは異った問題を参考に供した一例である。
1、 dog yab kyi char du……(DTH. pp. 81, 99) (p.199)
◎ char 江「罷」やさなべ「卅人」やぬくべ。今曰く char
rkyen, 'char' jug ニヤの意味が見らる。註の参照。
◎ Na lha gnis (p.222, n.132, p.226) サンタク Dri gum
◎ トトやせたべ Na khyi u lHa bu (トトカム lHa bu
Ru la skyes ◎↑ sPus kyi bu) やぬく。註の参照。
◎ bgos na ni ば「故呑」の意。 (p.223) bgos'chos
(cf. bęad/chad, çar/char) したがひ々 Ça khyi トトや
か sPu de gun rgyal やぬく。
4、 groñs na ni ば「吐やれ」の意 (p.223)。
5、 dud riog chags kyi rkyen (p.223)、「袖出だの體の依

る處」 rkyen=char=char rkyen°

6、シカムの元来いた地を Pyin ba トトカム (p.223) 記述は
江の如き示されねどなし。

7、ロナム Lo nam お継してお立のれお立のさコヤ
Rhyā トトカム sNa nams やばなべ (p.223) トトカム
シム bShon やぬく。トトカムノヨリテ M. Lalou:
Catalogue des principautés du Tibet ancien, p. 204 トト
城の軸 Ja, f.19b, 1,4 参照。

8、ニヤーゼュバの求めに屈して彼と婚姻関係を結ぶ
(Rhyā mo rhu bshi khuges)「彼に屈しなかつたダム bKrag
スダム ロガム 死後に争へ。」トトカム王家の一族をトト lHa bu ト
トカムされだ。「新君の軸」 Ja, f.18b やねば、シヌタム Khu
氏であり父方の親戚である。やれ故、Ru(s) la(s) skyes「父
系生まれた者」 トトカム トトカム「子の子ば」母が理と名めた後は
生れたトト sPus kyi bu Nar[Darlha]s) skyes 「トト難王
家」の子ば、(トトカム) トトカム「出生した者」 トトカムされ
た。彼が後に王家の大臣となつて理田がトト解かれぬであら
(p.224)°

9、Nen kar rñin pa トトカム Nen kar トトカム rñin
pa トトカムノヨリテトトカム (pp. 233, 235)°
10、Nas po トトカムノヨリテトトカム Nam cod やだく 'Dam cod
(=難長=Phan yul) やぬく (トトカムの難長) 言の参照) (p.

233)。勿論、'Phan yul ザ、今日のハサウエーを含む地域でもな
く、Nam god がその命があるのじゃある。Khams の
IDan khog 頭痛方面 (= 'Phan yul gloin thain) を含む rMa
rDza zal mo sgan の地がやれども (pp. 233, 235, 237)。
11、khol tshab nañ blon dBaLis は「の資格ではな
く、」*gGen* Khri bsher が家来を代表する内大臣をした
が、その面子が損なわれてはならなかつた。「やんじ」「善者

で、その面子が損なわれてはならなかつた。「そこで」『善者』が不善者を殺しても、殺した時に「問題が」解決している。』

といつて処理した。」と解すべれども（p.234, n.172）。

12. 1mNon bzan to re sron (mNon.....sron 非離檀) の

死後 (c1 has) その下 Fah sum droh po を間に加えた」

(p. 335 l. 11) ナシルノニシテハシテ

33' 「櫻子の隠れ家」(P.330)、116部

份(10TH pp. 106-107)は次のように解すべきである。

プリンセスツェは、「汝の『ご』ときは将軍たるにあざわしいか。

賢明でないことは知られている。『「賢者は」囊中の錐も同然

「自ら現れる」といわれる。とすれば、汝の「」ときはジョン

ボの侍従に任せられて数年もたつに、誰一人『賢にして有能

なり。』というをそれがし耳にしたことがない。されば汝が

」と考不適なるは必然も当然。おとなしく忠勧にはけめ

といふた ミチニンは一語もそれかしの耳もとて賞めたご

とがないのはまことである。それがし未だ囊中とやらに入る
にも入つたことがなく、確かに頂きが外に現れたことがなか
つた。若し囊中に入つていたとしたら、頂きはおろか、柄ま
で外につき出てしまつていたであろう。だから今、それがし
お願い申すは『未だいかなる（囊）中にも入つたことがな
つたから、今度始めて入れて下され。』というのである。』と
云つた。

14、Dags po lha de 記載の項で著者が不明とする文は、「そ
ういた。

rNegr Sum btsan skya bo ren 甚爾賴の統率のみに

「田に百人のタクボを殺したりと考へ」^レと語す。

卷之三

1. MOLL と MOLL ふな同一名前である (p.203, n.155)。

107 119°. Moñ. # Moñ. shion l. skvi ro lijan shion 6

Mojo であり、四女団の一である。チツンツェンの妃でゲ

→→→ Guin sron Q虫やねいたのが Mon bza' ムズノ。

Mon ka とは、古くからブータン北東部をさう (mkhyen

brtse's quide, f.15a (修業) より ばく。

16、sla lvo せ、女恋やくね gsa^b gsob/sab sob 「ベキ」と云

較すればわかるように、sia sia 「の」りかす」の意味でなく

ではならない (pp: 240-241)

11. 2008 の ISNAs が 明かに buscas una «página» で 戻り

ma だ振るあは「棒」 と照らしむるやうな、 鞍上 tshas ma
スル鞆上に読めんじるを期待し、 肌肉の意味を重んじ（P.

241） ものである。

18' dbu phyin だ dbu phyir やあひべ。 Phyin lun ふか
ふかせだん (p.242)。

19' pe'u zur 'brin po bcas pa tsam pa 「わだやム輪轍の
轍じきりいふや [ムダヤムハラヒリム] ハヤシナハ、 そ
の彼は祭壇を求むたのは (smas pa)、 HUだなへ キヨンギ。
ハノヤベシ やある。 キヨンギの諱は Se, Khyunの不遇を
おもふ」 IHo, rNieg's の解説をへいやおもひの どめつた (P.
242)。 HU家やのめを慶祝する祭壇があつたと解かる語は文
書の性質から簡略となしとある。

20' rmeñ du banan 「煙へして居ねる」 (p.243, n.215)。

21' Thain la だ gÑen chen thain la やあひまノドム HU
やあひ回 | へせ[ハバセ]。 HU家の sku bla として持つべき
ふくべ、 Ha ri g-yan tho の方が適切だがゆうか (p.243,
n.218)。

22' 'phan gyi snon あ 'phan gyis btab ০ gyi, gyis だ'
NU (DTH, pp. 107, 108, 116) やあ便シムカムシムシ
(p.243)。「犠牲の領界」 抵擋修羅

23' Yar mo ni khol du steal だ「(Yar luñ だ) Yar mo
を稼采レした」 のやめ、 Yar mo'i ni ふせだん。 Yar mo

ゞ Yar luñ ふせだん「夷」 Se mo gru bshii とおも (p.209)
ルセモ注意した」 (p.244)。

24' ヤコハ文書 I 111Kを援用して 読した時の部分 (DTH.
p.116) (p.266) といふ語者の読みは次のとおりだな。

「井の荒野に野性的のヤクが殺されぬ時、 奥からの呼び出され
レムハルメンハがベリカトに応じて配置される。 各から招か
れたキのシャヒタク、 飛脚をつけて廿程分の手ひらのれ
たはヤルのロハタハ (シヤネムベリカト相応) 配置されね」。

25' h) ブル (p.247) の訳文を語者ば、
「Pho ma の駒ヤクを殺したのは、 南の特産木の竹 (H)
であるが、 (鎌の) 鉄をもつて裂けたし相手だつたの竹 (H)
なんやあへて突かれておせたか。 竹(H)へ、 ひへ力 (god)
で勢をひいたのが (bsgron) だつたが、 駒ヤクは立ちおなか
矢張はつただらか。 ケボダホリ (半圓) 両脇は Ra
sgan を指す) を統御する王 (kom rtse) はしてばかりもく
(王のわく) のよんだものだ。 だなせん、 ものの鉄や孔をお
かげされば、 糸だけでは孔があかだ。 (だが) 糸をおや
なされば (縫つてゐておかなつかい)、 せつめくは安じて照
れだん」。

この解釈は、 前半で HUの威力 (かへり) と船の勇気 (鎌) が
後半で船の協力 (糸) を夫々強調して、 キヨンギ一人の力
によって成功したのではなく論じたわけである。

26, flag fi た flag mai fi ba 「[チベトの叛乱] と敵」たゞが、「叛乱の軍」Ja, f.19b, l.7 𠀤 Dags po 𠀤 g-Yo

ru の十具の 10 は数えられた。 (p.248, n.230) がお邊境にいた。

27, pho brañ 'drin せ「右領（チベト地）を調査する」の意であ。³⁰ (pp. 250, 254)。

28, bisan po dral せ大国民年賀詔 へんへん・ターラ うへんは群衆がかたな祭りや市である。この年中は、³¹ が再登位した。(p.260)。

29, Shan shuñ lde bu/gfien gyi yan noi/'thab kyi yan skal te/ せ「ハヤハシ」の lde bu せ(ヤハシ)の親戚中最上邊境地。戰略は最もたどたるのとして」³² 記載ある。

30, Uray 出し従ひて yan do へ詔を下す。夫々形 do せ zhā と回釋「表」の職能を指標とするが、親戚は必ずしも御内侍めねばなら。yan せ rgyan sdud せばば、夫々形

31, gan kyal せ「前までは表を上にして置けぬ」 うへん bub せかくの御内侍。從ひて精神の詔題は逆だ。 (p.282)。

32, thog ma yas ggegs pa 'i tshe 「アヒム廟」に廟いたばらの盡」 (pp. 298-299)。

33, sKyí rje'i man po せ rMāñ po/rMāñ pa と譲り付く。³⁴ (p.314)。

34, yul byuñ sa dod せ「國十ヶ王既やかだ」の意味。yul sa byuñ dod/byuñ 'thon せうたと表現したからだ。³⁵ (pp. 341-342, n.508)。

35, n.539 部分の詔、「人は賢く、勇者として生れ、善惡を行ふ。鷹は速い能力を備えて「生れ」や死。³⁶ 「この國」や他の多くの場所となくすぐ決意して置いた。」人や鷹とは善く「表」せばば。 (gref: ded 参照)。

lde (dde/le/lhe/lha'u) せ lde 出し關係がな。したがひて、n.514 の後半は成立しな。」

30, chab srid せ「國事、國政、國策」の意味」、王國の意

37' tshe せ麿仔「處」tsü (GSR. 593-γ) の対音や、意味

は zan skal 「燒食」や或る (n.609)。

38' khirms bu chüün せ la loi bu-chüün ではない。bu ば

khirms せうした綴小辞で、khirms bu 「条例」を意味する

(n.609, p.380)。

△上。

(Ariane Macdonald : Une lecture des Pelliot Tibétain 1286, 1287, 1038, 1047, et 1280. *Études Tibétaines*, Paris, 1971.)

ト・R・カウヘーマ著

カウヘーマ著『アルタシャーベト』

序

——作者とテキスト発達に關する

統計学的研究——

山 崎 元一

特異な内容をもつた同書が、古代イングの解説に貢献したところは大きい。しかし、遺憾などと云ふことは、同論書の作者と成立年代について研究者の間に見解の一一致がみられず、この両問題が今日なお重要な研究課題として残されている。ここに紹介する研究書の著者T・R・カウヘーマンは、新進のアメリカ人学者で、ウェスコンシン大学を卒業したの後、ハーバード大学のオリエントニアフリカ学院に学ぶ、A・L・バシャム教授の指導のもとに博士論文の作成に従事した。本書はその成果である。本書の構成は次のようになつてしむ。

著者序文

序文 (A・L・バシャム)

第一章 カウヘーマ著『アルタシャーベト』

第二章 『チャーナキヤニチャンドラクアタカタ』

第三章 『アルタシャーベト』と作者問題に関する統計

学的方法

第四章 判別用の諸単語

第五章 センテンスの長さと複合語の長さ

第六章 『アルタシャーベト』、バールチ、メーダーティティ

ティ

第七章 『アルタシャーベト』の成立年代

付録 統計表